

令和7年度 生徒心得



学校法人 名古屋石田学園

星城高等学校

〒470-1161 豊明市栄町新左山 20

代表 TEL 0562-97-3111

2号館（仰星・特進・アスリート特進コース）

TEL 0562-97-3191

TEL 0562-97-5192

本館（明德コース） TEL 0562-97-3112



創立者 石田鏞徳 先生
信条
ここをしも
悟りの峰と想ひしは
迷ひに降る
始めなりけり

I thought this to be
The highest peak of enlightenment.
Only to find it the startline For the abyss of dark ignorance.

◆校章の由来

星に闇にまたたく青年理想の象徴である。かつて、織田信長が生命を賭して、新生日本のためにたたかった歴史的丘陵であり、先人の血を継ぐ我等こそ、学問をもって、明日の日本、世界人類に貢献せんとする人材結集の城廓たらしめんことを念願とする。

かかる信念と期待と願望のすべてをこめて、両鯨が巨星を抱く姿が校章となったのである。
(一部抜すい)



◆建学の精神

「彼我一体」

◆第2期建学宣言

報謝の至誠	→	礼節・感謝
文化の創造	→	自修的努力
世界観の確立	→	社会貢献

◆教育の目標

“感謝のできる”実践力に富んだ逞しい人間の育成

◆誓いの言葉

(式場・教室で唱和・黙想)

1. 両親に対し、健康に恵まれ勉強に精進できる喜びを感謝致します。
1. 常に広い視野に立って、学問を積極的に追求するよう努力致します。
1. 前途に希望を懐き朋友と力を併せ品行を重んじ明るい学園と致します。

◆校歌

作詞 大原宏樹 作曲 佐々木伸尚

Alla marcia ♩=116 堂々と

1. もろ
てをぐんとさしのべてぶんかのひかりかかげもつ ゆうきゆうむげんの
おおぞらのほしはこたえてまたたきぬ ああゆうこんのいのちのたぎるわれらがせいじょうこう

1. 両手(もろて)をぐんと差し伸べて 文化の光かかげ持つ
悠久無限(ゆうきゆうむげん)の大空の 星は応(こた)えてまたたきぬ
嗚呼(ああ)！雄渾(ゆうこん)の生命(いのち)の たぎる我等が星城高
2. あしたに星を頂(いただ)きて 道義の叫び訴える
螢雪刻苦(けいせつこっく)の灯(ひ)の影の 知性の知りてささやきぬ
嗚呼！悠遠(ゆうえん)の真理を 求めてやまぬ星城高
3. 七つの海をかけめぐる 自由の波の偉大さよ
涯(は)てしを知らぬ一体の 夢を雄図(ゆうと)に託(たく)しきぬ
嗚呼！広大な生命(いのち)の 溢(あふ)るる我等が星城高

◆応援歌

作詞 本田宏幸

作曲 岡田伊久男

わ かい いのちに たぎる 血よ
 飛べや おおぞらに
 もろ手を上げー て 星はかがやき
 われらをまねく
 あのそらのした 勝利のしるし
 し グレイター 星城
 いざはしれ

1. 若い命に たぎる血よ 飛べや大空に 諸手を上げて
 星は輝き 我等を招く あの空の下 勝利のしるし
 グレイター星城 いざ走れ
2. 若い誓の ともどもに ゆるぐことはない 君と僕たち
 行こう大空 我等の心 きっとかなえる 勝利の力
 グレイター星城 いざ進め
3. 若い力は 今もなお 明日に向かって 素直に伸びる
 飛べ大空に 生命の限り 星のみ旗は 勝利のきずな
 グレイター星城 いざ行こう

◆生徒心得

1. 本校生徒は、教育基本法に示してあるように人格の完成をめざして平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をとうとび、勤労と責任を重んじ、名誉ある校風の樹立を期せねばならない。ここに生徒心得を示して日常の指針とする。
2. 職員の指導と各自の適切な判断によって、生徒の本領を發揮し、学問研究に専念する。

◆総章

1. 本校の教育目標の趣旨を理解して、この心得を守り、各人がその責任を果たすようにつとめる。

◆礼儀

1. 礼儀を重んじ、他人の人格を尊重し、明るい報謝の至誠に徹して健康な環境をつくる。
2. 職員及び来訪者に対しては、礼節ある態度をとる。
3. 言語は粗雑にならないようにつとめ、相手を尊重する正しい言葉遣いをする。

◆服装

1. 服装は本校指定のものを着用し、高校生らしく端正に整えること。

①行事・式典等で指定された日は、フォーマルスタイルにて出校すること。

(冬期：4月、11月～3月／夏期：5月～10月)

*5月・10月については、寒暖により変更あり

②エンブレムは、学年色別とする。

(R7年度：1年ブラウン、2年グリーン、3年ブルー)

*フォーマルスタイル

・冬服（4月、11月～3月）

男子：ジャケット（黒）、スラックス（グレー）、カッターシャツ（ピュアホワイト）、
ネクタイ（エンジ）

女子：Aタイプ

ジャケット（黒）、スカート（スクールカラーチェック）、ブラウス長袖（白）、
リボン（エンジ）、タイツ（黒）

Bタイプ

ジャケット（黒）、スラックス（グレー）、カッターシャツ（ピュアホワイト）、
ネクタイ（エンジ）

・夏服（5月～10月）

男子：ボタンダウンシャツ（白）、サマースラックス（紺）

女子：Aタイプ

サマーセーラー、サマースカート（紺系タータンチェック）、サマーリボン

Bタイプ

ボタンダウンシャツ（白）、サマースラックス（紺）

・靴下

無地（ワンポイント可）で華美でないもの

男子：白・黒・紺・灰色などの制服にふさわしいもの

女子：紺・黒（くるぶしの真ん中から10cm以上～ひざ下になるもの）

*フォーマルスタイル指定日以外

・フォーマルスタイルを基本として、本校指定の制服を組み合わせた着用を許可する。

・気候に合わせて、セーター・ベスト・キャンパスニットシャツを着用してよい。

なお、下記のルールを守ること。

1) カッターシャツ・ブラウスを着用時は、ネクタイ（エンジ）・リボン（エンジ）を着用すること。

2) ジャケットを着用時は、カッターシャツ・ブラウスを着用すること。

3) 女子：冬服の着用時にネクタイ（エンジ）の着用を認める。

4) 女子：スラックス（オプション）の着用を許可する。その際、男子の規定に準ずる。

・予備のカッターシャツは、レギュラーカラーで白色・無地とする。

（ボタンダウン・ピンホール・ラウンド・ワイド等のカラーは認めない）

・肌着：白色もしくは白色に近い色のもの

*靴・鞆・防寒着

・靴

1) 本校指定のもの（革・クラリーノのどちらでも可）

・鞆

1) 通学にふさわしい華美でないもの。

・防寒具（冬期のみ）

1) ダッフルコート（本校指定）、ウィンドブレーカー（本校指定）

2) マフラー

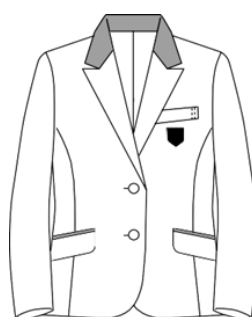
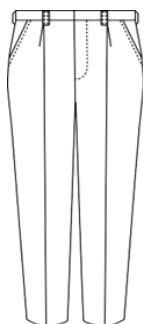
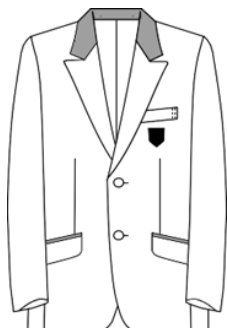
※マフラー：①華美でないもの ②標準的な長さのもの（170×35cm以内）

③高価でないもの ④防寒を主とした常識的な着用をすること

*運動靴・体育館シューズ

- ・運動靴…本校指定のもの
- ・体育館シューズ…本校指定のもの

※冬服上下



※夏服

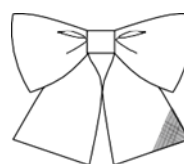
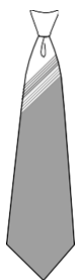


*サマースラックス (紺)



*サマースカート (紺系タータンチェック)

※ネクタイ (エンジ)・リボン (エンジ)



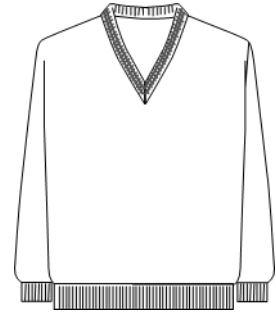
※オプション



*キャンパスニット (男女)

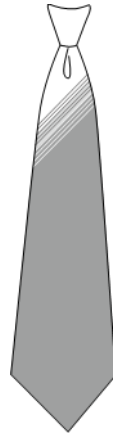
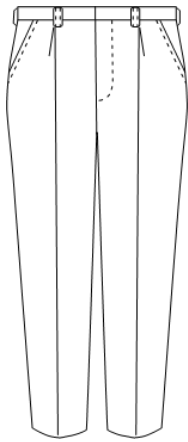


ベスト (男女)

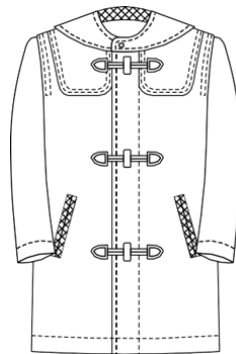


セーター (男女)

※オプション (女子)



※冬コート (男女)



◆男子頭髪

1. 頭髪…頭髪は清潔にし、高校生としてふさわしい髪形とする。
 - ①前髪は目にかからないように、自然なかたちに整髪する。
 - ②横髪は耳にかからないようにし、耳周りを揃える。
 - ③後ろ髪はカッターの襟にかからないように整髪し、襟足を揃える。
 - ④びんの長さは耳の中央とする。
 - ⑤段カットや上の髪・後ろ髪を長くするなど特異な髪形は禁止とする。
 - ⑥パーマ・脱色・染色等をしてはならない。
 - ⑦ピアス・額の剃り込み・眉ぞり・眉抜きをしてはならない。

◆女子頭髪

1. 頭髪…清潔で高校生にふさわしい自然な髪形とする。
 - ①前髪の長さは目にかからないよう、自然なかたちに整髪をする。
 - *前髪は分けてもよい。
 - *落ちてくる髪は必ずピンで留める。
 - *ピンは飾りのない目立たない黒・紺色のもの
 - ②肩にかかる長くはえそろった髪は、乱れることのないようきちんと結ぶ（髪飾りは認めない）。
 - ③ピアス、化粧、マニキュア、眉ぞり、眉ぬき、カラーコンタクト等は認めない。
 - ④パーマ、カール、染髪、脱色、刈り上げ等は認めない。

◆校内での態度

1. 清潔で秩序ある明るく楽しい校風の建設に努める。
2. 校内では電子機器でゲーム等のような娯楽的な遊びをしてはならない。
3. 始業後放課まで、許可なく校外に出てはならない。
4. 学校が許可した時間と場所以外は火気を絶対に取扱ってはならない。
5. 休校日及び夜間、校内に入る時は必ず職員の許可を受ける。
6. 土足のまま校舎内に入ってはならない。但し、本館は土足とする。
7. 部室の使用はクラブ活動時間中に限る。

◆校外での態度

1. 校外にあっては、各自が本校生徒としての誇りと責任をもって行動する。
 2. 夜間の外出は必ず保護者の承認を得て行う。
 3. 次のような場所に入入りしてはならない。
 - ①パチンコ店・ゲームセンターなどの遊戯場
 - ②18才未満者の入場禁止の映画館など
 - ③不健全な遊興場・飲食店など
 - ④その他風紀上害があると認められる場所
- ※外泊は必ず保護者の承認を得て行う。

◆学習

1. 真剣に学習が出来るように努める。
2. 授業開始後、先生が来ない場合、級長は直ちに職員室に連絡し、指示を受ける。
3. 学習中、他の妨害となるような言動があってはならない。

◆テスト

1. テストに臨んでは、十分準備の上、全力をもって公明正大に行い、いやしくも不正行為があってはならない。
 - ①テスト開始20分以内の遅刻生徒については受験を認める。
 - ②テスト時間中は原則として答案を提出して退場することはできない。
 - ③テスト中は自席を勝手に変更してはいけない。
 - ④テスト中は生徒間で鉛筆、消しゴム等の物品を貸借してはいけない。なお、下敷は原則として使用を禁止する。

◆教務に関する規定（一部抜粋）

1. 学習成績評価
 - ①学期成績は、教科担任が定期テスト及び平素の学習活動その他出席状況等を参考にして100点満点により評価する。
 - ②学年成績は、1. 2. 3学期成績を総合して100点満点により算出し、5段階（5・4・3・2・1）で評価する。
2. 定期テスト
 - ①定期テストは、中間テスト・期末テストとし、時間割を定め1週間前に発表して実施する。

②定期テストで不正行為をした者のテスト成績は、当該テストの全科目を0点とする。また、不正行為をした者の処分については、生徒指導委員会を開催して決定する。故意に答案の提出を怠った場合についても同様である。

③20分以内の遅刻生徒については受験を認める。

④原則として途中退場を許可しない。

⑤定期テストを受けなかった者のテスト成績は下記による。

*公欠、出席停止、忌引等によるときはその科目の他のテスト成績、及び、平素の学習を考慮した成績の100%以下 なお、留学による場合は別に規定を定める。

*信頼し得る届出があり、止むを得ない理由によるときは、前記の80%以下

*無届のとき、又は止むを得ないと断定できない理由によるときは、前記の50%以下

*懲戒期間中のときは、指導委員会の決定に従う。

*その他特別の事情があるときは、当該教科の協議など、適宜の方法による。

3. 単位認定

次の各項を満たす場合、その科目の単位を認定する。

①その科目の欠課時数が年間授業時数の1/3以下のとき

②その科目の学年成績が5. 4. 3. 2のとき

*学習成績の不認定者は追認テストに合格することにより単位認定される。追認テストは2回までとし、特別の場合を除き年度内に実施する。但し追認テストに合格した者の成績評価は2とする。

*特別の事情がある者は単位認定委員会において協議して定める。

4. 進級・卒業認定及び原級留置

次の各項をみたす者は進級を認める。

①欠席日数が出席すべき日数の1/3以下であった者

②当該学年のすべての科目の単位が認定された者

*前項（第11項）の条件を満たさない者及び特に進級が不相当と認められた者は原級留置とする。

*原級留置となった者の、その学年の単位はすべてを不認定とする。

*各学年の単位をすべて認定されたときは卒業を認定する。

*特別の事情があるときは職員会議により定める。

5. 出席扱い

次の各項に該当する者は届出により出席扱いにする。

①高体連主催等の公式試合に参加する者

②高等学校校長会において承認されるか、関係高等学校校長の招集による会合に参加出席する者

③不可抗力により登校不能な者 但し、この場合は適宜の方法により、不可抗力によることの証明を要する。

④その他教育活動として特に校長が認めた者

*以上は関係責任者の認印を得て、学級担任並びに関係教科担任に告知することを要する。

6. 出席停止・忌引等

出席停止・忌引等の出席しなくても良い日数には、次のような日数を含める。

- ①学校保健安全法施行規則第19条による出席停止の日数、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）で規定する指定感染症として政令で指定された場合の日数
- ②学校保健安全法施行規則第20条により、臨時に学校の一部の休業を行った場合の日数
- ③忌引日数
- ④進学及び就職試験のため出校できない日数（この場合は往復の日数も考慮するものとする。）
- ⑤その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくても良いと認めた日数

7. 転学・退学・休学

事情により転学・退学・休学の必要があるときは学級担任、学年主任と相談の上、学級担任を経て、願出なければならない。

◆台風・地震・交通スト等災害発生時における登下校について

1. 生徒の登校する以前に暴風警報が発表されている場合

（愛知県全域のいずれかの地域）

- ①午前6時30分までに警報解除のときは平常通り授業を行う。
- ②午前6時30分以降午前10時30分までに解除になったときは次の時間表によって授業を行う。

解除時間	6:30 まで	7:30 まで	8:30 まで	9:30 まで	10:30 まで
授業開始	平常通り	2限より	3限より	4限より	5限より

- ③午前10時30分までに警報が解除にならない場合は休校とする。
- ④上記①②の場合においても交通機関・道路の損壊等で登校が危険な場合は登校しなくてもよい。但し、何等かの方法で学校へ連絡する。

2. 交通ストおよび交通災害等で登校不能な時も〔1〕に準ずる。但し JR のみ交通ストの場合は平常通り授業を行う。

3. 生徒の登校後に暴風警報が発表された場合

- ①暴風の気象状況を確認し、生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合は授業を中止して帰宅させる。
- ②警報発表後すでに帰宅困難な状況と認めた時は生徒を安全な場所に集め適切な処置をとる。

◆南海トラフ地震臨時情報発表や巨大地震・災害が発生したときの対応

(生徒用)

1. 南海トラフ地震臨時情報「調査中」・「調査終了」・「巨大地震注意」が発表された場合

①原則平常通り学校活動を行います。

2. 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合

①休校とします。

*登下校中の場合は、速やかに帰宅してください。

*在校中の場合は、帰宅することを基本としますので先生方の指示を聞いてください。

*在宅中の場合は、自宅で待機してください。

*校外の施設にいる場合は、事前避難地域では、施設職員の指示に従い、最寄りの避難所に避難して、移動できるようになったら帰宅してください。

*家族や学校に連絡をしてください。(時間・現在地・けがの有無・今後の行動予定等)

②「巨大地震警戒」期間中がすべて休校ではありません。

③出校については、Classi 配信やホームページで連絡します。

3. 巨大地震・災害が発生した場合

①登下校中の場合

*徒歩及び自転車通学者は、身の安全を確保して最寄りの避難場所(学校や公園等)に避難してください。避難後に登校するのか、帰宅するのか、その場で待機するのかは身の安全を守る最善の方法を選択してください。

*公共交通機関利用者は、乗務員の指示に従い、最寄りの避難場所(学校や公園等)に避難してください。避難後に登校するのか、帰宅するのか、その場で待機するのかは身の安全を守る最善の方法を選択してください。

*家族や学校に連絡をしてください。(時間・現在地・けがの有無・今後の行動予定等)

②在校中の場合

*机の下に入るなどして頭や体を守る行動をとってください。

*地震が落ち着いたら、鞆等で頭を守りながらグラウンド等の避難場所に移動してください。

*グラウンド等に避難したら、クラス単位で点呼をとって、担任の先生等に伝えてください。

*避難後の行動は、先生方の指示に従ってください。

③在宅中の場合

*机の下に入るなどして頭や体を守る行動をとってください。

*地震が落ち着いたら、鞆等で頭を守りながら避難所に移動してください。

*家族や学校に連絡をしてください。(時間・現在地・けがの有無・今後の行動予定等)

④校外の施設にいる場合

- *施設職員の指示に従って頭や体をも守る行動をとってください。
- *地震が落ち着いたら、鞆等で頭を守りながら避難所に移動してください。
- *家族や学校に連絡をしてください。(時間・現在地・けがの有無・今後の行動予定等)


4. 連絡等について

- ①保護者との連絡方法や避難場所について事前に打ち合わせを行い、把握してください。
- ②学校以外の場所にいる場合は、はじめに「時間・現在地・けがの有無・今後の行動予定等」について学校に連絡してください。連絡方法は、Google フォーム（不能の場合は電話）です。
- ③帰宅後は、「本人・家族の安否、住居の被害状況、避難場所（避難している場合）、学用品や教科書の状況、出校できる状況かどうか等」について連絡してください。連絡方法は、Google フォーム（不能の場合は電話）です。

*Google フォーム（不能の場合は電話）で帰宅後に連絡し、またその後状況に変化があった場合は連絡してください。

Google フォームの利用方法は、URL <https://forms.gle/TEDGxtJjoiDL3SRo9> か



QR コード「」にアクセスして、必要事項を入力し送信してください。(地震・災害発生後、星城高校ホームページを災害用に切り替えます。その際は、Google フォームの URL や QR コードがホームページのトップ画面に表示されます。)

*電話：0562-97-3111（本館事務代表）、0562-97-3191（2号館）、0562-97-5192（2号館）、
0562-97-3112（本館）、0562-97-5191（本館3F）、0562-97-3121（中学校）

④家族に連絡する場合は、災害伝言ダイヤル等を活用してください。

*災害伝言ダイヤル利用方法

「171」へ tel ⇒

ガイダンスに従って「1」を選択 ⇒

ガイダンスに従って自分の電話番号を入力 ⇒

ガイダンスに従ってメッセージを録音

(時間・現在地・けがの有無・今後の行動予定等の状況を録音)

⑤学校からの連絡は、ホームページ掲載やClassi配信で行います。こまめに確認してください。

◆地震発生の心得

いざ巨大地震が起こったら、一瞬の判断が生死を分けることもあります。最初の1分は、シェイクアウトで安全確保が第一です。あわてずに冷静に行動しましょう。

1. 時間経過別行動ポイント

①地震発生

*最初の大きな揺れは約1分間

②1～2分

*身の安全を守る→机の下などへ（シェイクアウト）

*火の始末をする→ガスの元栓、コンセント

*脱出口を確保する→ドア、窓を開ける揺れがおさまったら…

③3分

*みんなの安全を確認、声をかけ助け合う

*出火防止

④4分

*危険な場合は避難

*無理せずただちにグラウンドへ移動して、避難教員がいる場合は教員の指示に従う

◆届、願を要する事項

1. 次の場合は所定の届、願を出さねばならない。

①欠席（忌引を含む）、遅刻、早退、外出、保健室の利用。但し、「遅刻」の場合は「入室許可証」を必要とする。

*「欠席」「遅刻」「早退」「外出許可」などについては所定の「届出欄」に記入し、担任に届け出る。

なお、早退、外出、保健室の利用については「許可証」を必要とする。

②休日等を利用して宿泊旅行等を行う時は所定の旅行許可願に計画書を添えて提出し許可証をもらう。

③アルバイトは原則として禁止する。

④住所変更、戸籍上の変更、保証人の変更等が生じた時

⑤退学、転学、休学、復学、下宿入居、学割及び各種証明書の交付を受ける時

2. 次の場合は出席扱いとなる。

①特別教育活動のため、関係教員がその必要を認め校長が許可した時

②不可抗力的事故のため欠席・遅刻等の時 但し、この時は関係機関の証明が必要である。

3. 休学及び長期間の欠席の場合は医師の診断書を添える。

4. 忌引として認められる日数（複数日の場合は連続した日数とする）

父母＝7日以内 祖父母＝3日以内 兄弟姉妹＝3日以内 伯叔父母＝1日

父母法要＝1日 曾祖父母＝1日

その他の近親者の法要についてもこれに準ずることがある。

◆通学

1. 登校下校に際しては、マナー・モラル・交通ルールを守り生徒の本分をわきまえ、社会の一員であるという公共心を持つこと。
 - ①特別な事情を除き、自動車送迎での通学は禁止とする。
 - ②遅刻しないように登校する。
 - ③登校下校にあたっては好ましくない場所等で時間を浪費しない。
 - ④下校は必ず定められた時間までに行き、それ以後の残留は関係職員の許可を得る。(下校時間 17時45分)
 - ⑤下校に際しては室内外の戸締りを確実に行う。

◆自転車・オートバイ・自動車の使用

1. 自転車
 - ①自転車通学希望者は学校の許可を受ける。
 - ②自転車通学者は左側1列通行とし、2人乗りは禁止する。
 - ③自転車には学校の許可証(ステッカー)をつける。
 - ④雨天の場合はレインコートを使用し、傘さし運転を禁止する。
 - ⑤自転車のスタンドは両立スタンド式とする。サイドスタンドは認めない。
 - ⑥自転車の鍵は必ず施錠し、2重ロックをすること。
2. オートバイ・自動車
 - ①オートバイ・自動車の免許取得と運転は禁止する。
 - ②交通違反で警察の補導を受けた生徒は学校においても所定の処置を受ける。

◆交通安全規約

1. 生徒は交通信号、交通標識、その他交通規則をよく守ること。
2. 歩行者、自転車を問わず狭い道路から出るときは、とび出さない。
3. 歩行者は歩道のある場合に歩道を歩くこと。車道を歩かない。
4. 歩道のない場合は、道路の右側端を通る。一列を原則とする。
5. 横断歩道は手をあげ、安全の確認をして渡る。車が来ない場合であっても、左右を一度確認してから渡る。
6. 事故防止のため、車輛の直前、直後で道路を横断する事を禁止する(歩行者)。
7. スマートフォン等の操作やイヤホンをつけての歩行は禁止する。
8. 自転車の場合は道路の左側端を一列で通らねばならない。二列並行は厳禁とする。
9. 二人乗、片手乗、無灯火、雨傘をさしての運転は厳禁とする。また、スマートフォン等の操作やイヤホンをつけての運転も禁止する。

10. 踏切では一旦止まって左右を確認する。
11. 左折、右折の手信号を確実に行う。
12. 右折は大回りする。 信号機がある場合は二信号で渡る。(自転車)
13. バイクや車の運転は絶対にしない。

◆アルバイト

1. 原則として禁止とする。

◆スマートフォン等所持に関する規定

1. スマートフォン所持に関する原則

- ①スマートフォンは、生徒・保護者の責任において所持するものであり、その保管・管理については自己責任とする。

2. スマートフォンの所持について

- ①登校時の安全確保及び緊急連絡のためにスマートフォンを学校に持参することを認める。
- ②部活動等で校外での活動において、生徒間あるいは顧問・教職員と連絡を取る必要がある場合に持参を認める。
- ③スマートフォンを所持・使用する場合は、必ずフィルタリングサービスを利用する。

3. スマートフォンの取り扱いについて (校内)

- ①校内での使用は原則禁止とする (緊急時はそのかぎりではない)。
- ②他の者の目に触れないように保管し、外に出さない。
- ③定期テストでは、スマートフォン等の電源を切り、鞆の中に入れておく。

4. スマートフォンの取り扱いについて (校外)

- ①連絡手段として必要な場合以外は使用しない。
- ②電車・バスなど公共交通機関の乗車中の使用は、その交通機関のルールに従う。
- ③歩行中や自転車乗車中に使用しない。
- ④電話やメールなどの利用については、お互いの人権を尊重する。
- ⑤マナー、モラルを守って使用する。

5. 「規程に違反した場合の対応・罰則について」

- ①規定やマナー・モラルを遵守しなかった場合は、一時預かりとする。スマートフォンは帰りに指導後、返却する。バイブや着信音が鳴っても同様とする。

上記の事を繰り返した場合や目に余る場合は、保護者同席の上、嚴重注意とし、スマートフォンは保護者に直接返却する。また、校内への持ち込みを禁止することもあり得る。

- ②定期テストでは、スマートフォン等 (タブレット端末、ウェアラブル端末等) の電源を切り、鞆の中に入れておく。テスト中にスマートフォン等を触った場合は、不正行為とみなす。

◆所持品

1. 学校生活上不必要なものは持参しない。やむを得ず貴重品又は多額の金品を所持して登校した時は担任に保管を依頼する。
2. 所持品には学年、組、氏名を明記する。
3. 盗難、遺失、拾得の際は、直ちに担任に届け出る。
4. 生徒相互間の金銭、物品貸借は禁止する。

◆校舎校具の取り扱い

1. 校舎や校具は大切に取り扱い、万一誤って破損、紛失した時は直ちに学級担任、又は係の先生に届け出る。この場合その一部又は全部を現品または金銭で弁償しなければならないことがある。
2. 運動用具、楽器、その他の器具を使用する時はあらかじめ係の先生の許可を得る。また、安全を確認して使用し、使用後は元に戻し整頓しておくこと。
3. 日曜、祝日、休日等に登校して校舎、校具、運動場等を使用する時は、事前に学級担任又は係の先生に届け出て許可を得ること。

◆保健衛生

1. 常に身体衣服を清潔にし、暴飲暴食をつつしみ適当な運動をして健康の増進につとめる。
2. 急な病気や怪我は養護教諭に連絡して適切な処置を受ける。
3. 法定各種健康診断は必ず受ける。
4. 伝染病にかかった時は直ちに担任に届け出ること。全治後の登校には伝染のおそれがないと認めた医師の証明書等を必要とする。
5. 同居者又は近所に伝染病が発生した時には、直ちに担任に届け出て指示を待つ。
6. やむを得ない健康上の理由で保健室を利用する時は事前に係の先生の許可を得る。

◆清掃

1. 生徒は校内の美化清掃に一致協力する。校内は常に清潔にし、明るい学園とする。
2. 清掃は毎日各区域担当の当番が責任をもって当たる。
3. 用具は丁寧に使用し、指定の場所に一定数備えて置き、不足の場合は直ちに担任に届け出る。
4. 清掃後は、学級担任又は係の先生の点検を受ける。

◆交友

1. 互いに人格を尊重し、明朗清純な交際を行う。保護者、本校職員、その他一般の人々から誤解を受けるような交友はしない。

◆賞罰

1. 表彰

校長は、他の模範と認められる生徒を表彰することができる。

◆懲戒

1. 校長は、教育上必要があると認める時は生徒に対し、謹慎、停学又は退学を命ずることができる。前項の規定による退学は、生徒が次の各号に該当する場合に命じるものとする。

- ①性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ②正当な理由がなくて出席が常でない者
- ③学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2. 次の各項目に該当する者に対して懲戒を行う。

- ①いじめ行為 ②喫煙 ③飲酒 ④テスト中の不正行為
- ⑤故意による校具、公共物の破損 ⑥暴力行為 ⑦脅迫行為 ⑧刑事法にふれる行動
- ⑨非礼の言動 ⑩未成年者入場禁止場所への出入 ⑪不純な男女交際
- ⑫校内における政治活動 ⑬その他生徒の本分にもとる行動

◆星城高等学校生徒会会則

第一章 名称

第1条 本会は、星城高等学校生徒会と称する。

第二章 目的

第2条 本会は、学校及び父母の会と協力し、生徒としての自覚にもとづき相互扶助の精神をもってよりよい学園をつくる事を目的とする。

第3条 誓いの言葉にもとづき規律正しく生活し、よりよい校風をつくる。

第4条 集団活動に積極的に参加し、最も民主的かつ自主的な高校生となる。

第三章 会員

第5条 本会は、星城高等学校の全生徒を会員とする。

第6条 本会会員は、生徒会運営に必要な役員を選出する選挙権、被選挙権、罷免権、決議権を有する。

第7条 本会会員は、生徒会目的達成のため努力する義務を有する。

第8条 本会会員は、定められた会費を納入する義務を有する。

第9条 本会会員は、会員証（学生証）を常に携帯する。

第10条 本会は、生徒会の目的を達成するため次の組織を置く。

第四章 組織

(1) 総会

第11条 総会は、全会員をもって構成された本会の最高機関である。但し、議会の議決により H. R. をもってその機能を代行することもある。

第12条 総会は、原則として1期1回全会員の2/3以上の出席によって行う。但し、会長が必要と認めた時及び全会員の1/4以上の要求のあった場合は臨時総会を行う。

第13条 総会及び臨時総会における議決は、出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

第14条 総会の議長、副議長、書記は、執行委員がこれにあたる。

(2) 議会

第15条 議会は、総会につぐ議決機関とする。また規約等の立法機関とする。

第16条 議会は、執行委員、代議員によって構成し、これを議員とする。

第17条 議会は、議会議員の中より議長1名、副議長2名（中1名は執行委員）、書記3名（中2名は執行委員）を置く。

第18条 議長は、議会を召集し、その運営の責にあたり副議長は議長を補佐し、議長不在のときはその職務を代行する。

第19条 議会及び臨時議会における議決には、出席代議員の1/2以上の賛成を必要とする。但し、賛否同数の時は議長が決定する。

第20条 議会は、議会の秩序をみだした代議員に対して懲罰をあたえる事ができる。

(3) 代議員

第21条 代議員は、議会で行った言論については議会外で責任を問われない。

第22条 代議員は、生徒議会に参加しなければならない。また、代議員は代議員総数1/3以上の要求に基づいて議会の召集を議長に要求することができる。

第23条 代議員は、H. R. の諸問題を生徒議会に反映させ生徒会と H. R. の連絡疎通の責にあたる。

第24条 代議員は、生徒会活動、H. R. 活動の運営を円滑にする責にあたる。

第25条 代議員は、各 H. R. において1名選出する（但し任命は学校長とする）。

(4) 執行委員会

第26条 執行委員会は、生徒会長、副会長、総務、書記、会計で構成し、議案の提出及び議会で決定された事を運営実行する。

第27条 執行委員会は、原則として月1回以上行う。但し、会長が必要と認めた時また執行委員のうち1名以上の要求のあったとき臨時執行委員会を行う。

第28条 執行委員会は、生徒会の総務、書記、会計及び生徒会各常任委員会、各クラブを統轄し、その活動や運営の円滑化を図る。

第 29 条 執行委員会の構成と任務は下記のとおりとする。

- ①執行委員長…生徒会長がこれに当たり、生徒会を代表し生徒会全般の責任をもち、その運営と議会の召集の責任をもつ。
- ②執行副委員長…生徒会副会長がこれに当たり、委員会を補佐し委員長不在の時はその職務を代行する。
- ③総務…各 H. R. 代議員、各常任委員会、各クラブ長会の要求の受け入れに当たる。
- ④書記…議事録の管理、備品その他書類等の管理をする。
- ⑤会計…生徒会会計がこれに当たり、生徒会予算の立案管理及び収支の管理に当たる。

第 30 条 執行委員会の構成員を生徒会役員と呼称することもある。

(5) 常任委員会

第 31 条 生徒会活動を円滑にするために各種の常任委員会を設ける。但し、設置する委員会は各年度始めに協議して決める。

第 32 条 各常任委員会の委員は、H. R. において選出する（但し任命は学校長とする）。

第 33 条 各常任委員会の委員長、副委員長は、各常任委員会の委員によって互選する（但し任命は学校長とする）。

第 34 条 各常任委員会は、原則として月 1 回以上の委員会を行う。但し、常任委員長が必要と認めた時また委員の 1/4 以上の要求のあった時は臨時委員会を行う。

第 35 条 各常任委員会委員は、議会及び執行委員会の要求のあったとき議会に出席しなければならない。

第 36 条 各常任委員会は、それぞれの責務範囲内での行事計画を立案し、執行委員会に提出する。

第 37 条 各常任委員会の責務は、下記のとおりとする。

- ①H. R. 委員会…各 H. R. を統轄し、代議員と共に生徒会との連絡疎通をはかり H. R. 活動を円滑にする。
- ②風紀委員会…学校内外における生徒としての生活態度の模範となる。また、同時に生徒間の風紀生活態度の指導に当たる。
- ③美化委員会…学校内の整美、清掃の指導と校内施設、設備の整備管理に協力する。
- ④図書委員会…学校図書館の運営に協力し、生徒の図書館利用を円滑にする。
- ⑤保健委員会…保健衛生面において学校の活動に協力し、生徒間の指導に当たる。
- ⑥文化委員会…学校の文化的行事および活動に協力し、その企画に参加するとともに生徒の文化の向上を図る。また、文化クラブを統轄し、クラブ間の連絡協調の円滑化を図る。
- ⑦体育委員会…学校の体育的行事およびその活動に協力し、その企画に参加するとともに生徒の体力の向上を図る。また、体育クラブを統轄し、クラブ間の連絡協調の円滑化を図る。
- ⑧会計委員会…H. R. 会計、生徒会財務に関する管理に協力する。

第 38 条 常任委員会は、校長の任命する顧問を置く。

(6) クラブ及び同好会

第39条 各クラブ及び同好会は、会員中の同好者により組織し、全会員はどのクラブにも所属できる。

第40条 各クラブ及び同好会は、キャプテン、副キャプテン、マネージャー各1名を置く。また、必要に応じて他の役員を置くことができる。

第41条 各クラブ及び同好会は、必ず校長の委嘱する顧問を置く。

第42条 各クラブ及び同好会は、その活動状況その他クラブ活動に必要な事項をクラブ長会において報告しなければならない。

第43条 各クラブは原則として10名以上で構成し生徒会から予算が与えられる。但し、同好会は原則として予算が与えられない。

第44条 同好会がクラブとしての承認を求める場合は、その事由と活動状況等を執行委員会に具申し、更にクラブ長会に申し出て議会の承認を得なければならない(但し、決定は学校長とする)。

第45条 クラブ長会は、各クラブのキャプテン、マネージャーで構成しクラブ活動の円滑化を図る。

(7) 公聴会

第46条 公聴会は、議会が必要と認めた時に行う。

第47条 公聴会は、重大事項がある時一般会員にその内容を公開し知らせ、また会員より意見を求めるため行われる。

第五章 財政

第48条 本会は、生徒会費、入会金その他の収入により運営する。

第49条 本会の予算は、下記のように計上する。

- ①総務予算…執行委員会の行う行事等の諸経費、その他必要と認められた経費
- ②常任委員会予算…各常任委員会がその行事計画を実行するために必要と認められた諸経費
- ③クラブ予算…各クラブがそれぞれのクラブ活動を行うのに必要と認められた諸経費

第50条 本会の予算は予算会議で審議されたのち議会の承認を得て決定される。

第51条 予算会議は、執行委員、各常任委員長、各クラブキャプテン、生徒会顧問で構成される。

第52条 必要な金銭を引出すには、支払伝票にその金額を記入し、請求書または領収書をそえて生徒会会計に提出する。

第53条 支払伝票には、生徒会会計、会長、生徒会顧問、各所属顧問の承認捺印を必要とする。

第54条 会計は、決算書を作成し、学期末及び学年末に会計監査委員会による監査を受けなければならない。

第55条 会計は、会計監査を受けた後全会員に決算報告をしなければならない。

第56条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第57条 会費の増減は、総会で入会金の増減は議会でそれぞれ承認を得なければならない。

第58条 本会員は、毎月定められた額の生徒会費を会計に納入しなければならない。

第59条 本会員は、入会にあたって定められた額の入会金を会計へ納入しなければならない。

第 60 条 会計監査委員会は、各学年の代議員から互選によって選出された 2 名の委員によって構成される。

第六章 顧問

第 61 条 生徒会顧問は、原則として 1 名とし、学校長が委嘱する。

第 62 条 クラブ顧問は、原則として 1 名とし、学校長が委嘱する。但し、1 名以上でも差支えない。クラブ顧問は、担当クラブに適切な助言勧告を与える。

第 63 条 生徒会顧問は、本会の活動全般に関して適切な助言勧告を与える。但し、動議の提出はできない。

第 64 条 生徒会顧問は、議決権及び拒否権を有しない。

第 65 条 生徒会顧問は、本校専任教諭でなければならない。

第七章 最高決定権

第 66 条 生徒会活動に関するすべての問題の最高決定権は、学校長にある。

第 67 条 学校長が議会の決定等を拒否する時は、校長又はその代理人が議会へ出席してその理由を説明しなければならない。

第八章 選挙

第 68 条 本会員は、第 6 条にあるように選挙権、被選挙権を有する。被選挙権は、旧生徒会役員の任期終了前 1 ヶ月以内に会員である責任者の氏名と共にその氏名を選挙管理委員会に届出なければならない。

第 69 条 会長 1 名、副会長 1 名、総務 1 名、書記 2 名、会計 2 名は全会員の無記名投票により選出される。但し、立候補者が定員以下の場合には投票総数の 1 / 2 以上の信任を得なければならない。また、信任のための選挙が 2 回行われる場合は投票総数の 2 / 5 以上の信任票があればよいものとする。

第 70 条 信任投票により不信任となったり立候補者が定員に満たなかったりした場合、再選挙を前の選挙後 2 週間以内に行わなければならない。

第 71 条 生徒会役員の任期は前、後期にわけ前期は 4 月から 9 月まで、後期は 1 0 月から 3 月までとする。

第 72 条 生徒会役員の選挙は、選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員会は、各 H. R. より 1 名ずつ選出された委員とその委員の中から互選された正副委員長及び書記によって構成される。

第 73 条 選挙管理委員会は次の事項を行う。

- ①選挙の日程の決定、公示
- ②立候補者の受理
- ③立候補者名簿及び抱負等の作成、公示
- ④投票用紙の作成管理
- ⑤不正の取締り
- ⑥立会演説会の運営
- ⑦投、開票の立会及び開票事務
- ⑧新役員の紹介
- ⑨その他選挙に関する一切の事務管理

第 74 条 選挙管理委員の任期は、1 年とし 4 月に選ばれる。選挙管理委員は、選挙権はあるが被選挙権はない、また、被選挙者の選挙運動に参加できない。但し、被選挙権は委員を辞せば得られる。

第 75 条 選挙管理委員が被選挙者の選挙運動に参加した場合、その候補者は連帯して責任を問われ当選が無効となる場合がある。

第 76 条 常任委員、代議員の任期は、前後期にわけ前期は 4 月から 9 月まで、後期は 10 月から 3 月までとする。但し、図書委員は 1 年とする。

第 77 条

①生徒会役員、各常任委員長、代議員、正副議長の任期中の解任辞任の時は補欠選挙を会則にもとづいて 2 週間以内に行う。但し会長の解任辞任の時は、副会長が会長を兼務する。

②代議員、常任委員等から生徒会役員に選出された場合は、改めて、その H. R. において代議員、常任委員等の欠員を選出する。

第九章 解任及び辞任

第 78 条 生徒会役員の解任は、全議員の 2/3 以上の賛成または全会員の 1/4 以上の署名によって発議できる。解任辞任を要求する申請書は、選挙管理委員会に提出され、全会員による解任投票を行い、全会員の 2/3 以上を以って成立する。

第 79 条 常任委員及び代議員の解任は、H. R. の 2/3 以上の解任要求によって成立する。

第 80 条 各常任委員長（副委員長）、議長（副議長）の解任は、各々の常任委員会、議会の構成員の 2/3 以上の解任要求によって成立する。

第 81 条 生徒会役員が辞任したいときは、選挙管理委員会へ辞表を提出する。選挙管理委員会は議会で辞任理由を弁明させ、これを選挙管理委員会から全会員に徹底させたのち、全会員の承認投票により辞表受理又は却下を決定する。辞任受理の決定は、全会員の 1/2 以上の賛成を必要とする。

第 82 条 各常任委員、代議員の辞任は、H. R. の 1/2 以上の辞任受理で成立する。

第 83 条 各常任委員長（副委員長）、議長（副議長）の辞任は、それぞれ各常任委員会の常任委員、議会の議員の 1/2 以上の辞任受理で成立する。

第 84 条 解任及び辞任は、学校長の承認を必要とする。

第十章 会則改正

第 85 条 本会則改正の時は、執行委員会、議会で発議する。但し、議会での発議は、全議員の 2/3 以上の賛成を必要とする。執行委員会、議会で発議した改正案は、総会へ提出する。

第 86 条 総会での会則改正は、全会員の 2/3 以上の賛成を必要とする。総会で承認された改正案は、学校長の承認を必要とする。

第十一章 付則

第 87 条 本会則は昭和 49 年 12 月 9 日に改正され、昭和 50 年 4 月 5 日より施行される。

第 71 条、第 76 条は令和 6 年 12 月 26 日に改正され、令和 7 年 10 月 1 日より施行される。

◆独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター

①センターの災害共済給付は、学校・保健所の設置者が保護者等の同意を得て、センターとの間に災害共済給付契約を結び、共済掛金（保護者と設置者が負担します）を支払うこと（災害共済給付制度への加入）によって行われます。

②本制度は、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園及び保健所の管理下における災害に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）を行うことにより、学校教育の円滑な実施に資することを目的としています。

（ホームページ <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>）

③本校では全員加入の手続きをしていますので、災害が発生した場合は速やかに養護教諭もしくは担任および部活動顧問に申し出て、書類申請の手続きをしてください。

2. 災害共済給付の申請方法

①担任・部活動顧問・授業担当教員に申し出る。

②各自で保健室へ行き、書類（「災害の調査」）をもらう。

③「災害の調査」を記入し、該当教員（担任・部活動顧問・授業担当等）に印鑑等をもらい、「災害の調査」を保健室へ提出する。

④「災害の調査」と引き替えに「医療等の状況」を受け取り、病院へ提出する。

⑤その月の治療が済んだら、病院より「医療等の状況」を受け取り、速やかに保健室へ提出する。

⑥一カ月以上治療が続く場合は、提出した「医療等の状況」と引き替えに翌月分を受け取り⑤のようにする。

◆許可

1. 次の事項は学校長の許可を得なければならない。

①金銭を集めること。

②校内外において掲示を行うこと。

③放送を行うこと。

④印刷物の配布と発行

⑤校内外においてクラブ結成並びに集会を催すこと。

◆事務所規定

1. 事務取扱時間（日曜、祝日を除く）午前8時30分～午後5時00分まで（土曜日は午後2時15分まで）但し、金銭取扱いは午後1時30分まで（土曜日は正午まで）

2. 通学定期券について

①J R 関係

*最寄りの定期券発行所で、購入する予定日の5日前までに通学証明書に必要事項を記入し、事務所へ提出する。

*証明済み通学証明書の有効期間は発行日から1か月間

②名鉄関係

*生徒証により購入する。通学証明書が必要な場合はJRに準ずる。

*証明済み通学証明書の有効期間は発行日から1か月間

③下記の場合は処罰される。

*偽造した定期券を所持しているとき

*他人名義の定期券を所持しているとき、または定期券を譲渡したとき

*通用期間の経過した定期券を使用したとき

*その他の不正をしたとき

3. 旅客運賃割引証（学割）について

①学割証申込書は担任に提出する。

②長距離（片道101km以上）旅行に限り有効である。

③発行枚数には限りがありますのでご注意ください。

*旅客運賃割引証を使用するときは、生徒証を必ず携帯する。

*旅客運賃割引証を他人に譲渡したり不正使用したりしたときは処罰される。

*旅客運賃割引証の有効期間は発行日を含めて3か月間である。ただし、最終学年は1月1日以後の発行に対し、3月31日まで有効とする。

4. 証明書の申込みについて

①証明書交付願に所定事項を記入し、事務所へ申し込む。証明書は昼の休憩時までの申込者について下校時に交付する。

②証明料は次のとおり（1通につき）

推薦書 500円 卒業見込証明書 200円 成績証明書 500円

調査書 300円 単位修得証明書 500円 在学証明書 200円

身体検査書 500円 卒業証明書 300円

5. 住所変更について

①住所を変更したときには、速やかに担任へ伝える。

6. 生徒証再交付について

①生徒証を紛失したときは、速やかに所定の届を 学校ホームページよりダウンロード・印刷し、事務へ再発行を申し出る。(有料)

7. 私立高等学校授業料軽減補助について

①国（就学支援金）

*本校在生員に対し、所得が定められた額以下の場合、授業料の一部が軽減補助される。
*申請については別に通知する。

②愛知県（私立高等学校授業料軽減）

*本人と授業料負担者が愛知県内に居住し、所得が定められた額以下の場合、授業料の一部が軽減補助される。
*申請については別に通知する。

③各市町村（私立高等学校授業料補助）

*本人と授業料負担者が定められた日に各市町村に居住している場合、授業料の一部が軽減補助される。(実施していない市町村もある。)
*各市町村により、補助額、所得基準等は様々である。
*申請については別に通知する。

◆チャイルドライン

0120-99-7777

QR コードでネット相談につながります。



進路、性格、身体、友人関係などで悩みを持ちながら毎日を過ごしている人がたくさんいます。

悩みはそのままにしておくとだんだん大きくなって、自分の力だけでは解決できなくなってしまうことが多いものです。悩みは小さいうちに先生・両親・友人など身近な人に相談して解決しましょう。しかし、中には身近な人に知られたくないような悩みもあるでしょう。悩みは言葉にした瞬間、小さくなります。

チャイルドラインは、どんな悩みも受け止める

言いたくないことは言わなくてもかまわない

君の言葉に寄り添ってともに考えたい世界は学校と家だけじゃない

相談のできる時間

毎日 16:00～21:00

☆チャイルドラインの約束

- ・秘密は守る
- ・切りたいときは電話をきっていい
- ・どんなことでも一緒に考える
- ・名前は言わなくてもいい